

厚岸町規則第22号

厚岸町建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町建設工事執行規則の一部を改正する規則

厚岸町建設工事執行規則（平成元年厚岸町規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第34条第6項、第42条第2項、同条第3項及び第47条第3項中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に契約の締結がなされた工事については、なお従前の例による。